

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

九	（同）	九	○土地改良区の定款変更の認可（二件）	公 告	
八	八	八	○開発行為に関する工事の完了（二件）	選挙管理委員会	
七	六	六	○政治団体の届出		
六	五	四	○政治団体の届出事項の異動届		
五	四	三	○政治団体の解散届		
四	三	三	○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十二年分）		
三	二	二	○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十三年分）		
二	一	一	○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十四年分）		
一	一	一	○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十五年分）		
二	二	二	○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十六年分）		
三	三	三	○資金管理団体の届出		
四	四	四	○資金管理団体の指定取消しの届出		
五	五	五	人事委員会		
六	六	六	○人事委員会規則十一一二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則		
七	七	七	監査委員		
八	八	八	○定期監査結果に対する措置の公表		
九	九	九	○警備業法第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施	告 示	
一	一	一	○宮城県告示第三百八十五号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。 平成二十六年四月十八日	宮城県知事　村井嘉浩	

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
菅 博雄

仙台市青葉区南吉成一丁目十一番地の十六

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

○宮城県告示第三百八十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十六年度地籍

調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 調査を行う者の名称及び調査区域

名 称	調 査 区 域
気仙沼市	本南町一丁目の一部六単位区域 吉町狼の巣の一部一単位区域

大平森合字内田前等四十五単位区域
上久保一単位区域
大平森合字鶯山等六単位区域
福岡藏本字下り川一番等八単位区域
郡山等二十単位区域
山等二十九単位区域

白石市

古川清滝字篠森等十単位区域
古川清滝字逆沢等二単位区域

大崎市

柴田町
古川寺田等七単位区域
(座標変換及び検証測量)

成田字待江等三単位区域

大字今宿字上ノ台等四単位区域
大字前川字向鹿区域
大字小野字黒森山等三単位区域
大字今宿字岩下山等四単位区域

川崎町

二 調査期間
地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 調査を行った者の名称

気仙沼市

二 調査を行った時期

平成二十二年度から平成二十四年度まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市本吉町上川内の一部

五 認証年月日

平成二十六年四月四日

○宮城県告示第三百八十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 調査を行った者の名称

石巻市

二 調査を行った時期

平成二十一年度から平成二十五年度まで

三 成果の名称

石巻市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

石巻市水押一丁目、同市水押二丁目、同市水押三丁目

五 認証年月日

平成二十六年四月四日

○宮城県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及

び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
名取市杜せきのした二一五一七	名取市杜せきのした二一五一八	平成二十六年四月一日
黒川郡富谷町上桜木二一三一六	黒川郡富谷町上桜木二一三一六	平成二十六年四月一日
小松こども歯科	黒川郡富谷町明石台二一三二二一一 区内九十二街区一一二区	平成二十六年四月一日
アイン薬局吉岡店	黒川郡富谷町明石台二一三二二一一 区内九十二街区一一二区	平成二十六年四月一日

○宮城県告示第三百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり指定した。

が あ つ た。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
櫻井医院	大崎市岩出山字浦小路十二	平成二十六年二月二十八

○宮城県告示第三百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり指定した。

が あ つ た。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名（施術所の名称）	施術所の所在地	指 定 年 月 日
光田（みつた）武志（さない）整骨院	仙台市青葉区上杉一十七七十アーバン	平成二十五年十月三十日
佐藤（さとう）健太（ケンタ）整骨院	登米市豊里町横町百五	平成二十六年三月三日
高橋（たかはし）木幸一（木幸一）	登米市佐沼字中江二一七一中江エクセ	平成二十六年三月十八日
佐々木幸一（佐々木幸一）	ルB号	平成二十六年三月二十五日
内海（うち）正（アキラ）社（（アキラ）スト大崎株式会社）	大崎市古川駅前大通六一一二十一	平成二十六年二月二十五日
内海（うち）正（アキラ）社（（アキラ）スト大崎株式会社）	大崎市古川駅前大通六一一二十一	平成二十六年二月二十五日

○宮城県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条において準用する第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名（施術所の名称）	施術所の所在地	變 更 年 月 日
吉田（よしだ）俊弥（俊弥）（イーグル整骨院中田店サテライト）	仙台市太白区中田町字法地外十九	平成二十六年三月一日
吉田（よしだ）俊弥（俊弥）（イーグル整骨院中田店サテライト）	仙台市太白区中田町字法地外十九	平成二十六年三月一日

○宮城県告示第三百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十条の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

事業所番号	所在地の名称及び NPOステップアップ	指定障害福祉サービスの種類 就労移行支援	設置者名	指定年月日
○四一一三〇〇二四七	栗原市築館字荒田沢 三十八番地一	特定非営利活動法人栗原市障害者就労支援センター	平成二十六年四月一日	平成二十六年四月一日

○宮城県告示第三百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一二二四〇〇〇九五	えいむ亘理郡亘理町吉田字宮前十三一	就労移行支援	社会福祉法人はらから福祉会	平成二十六年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一二二六〇〇一二四	みお七ヶ浜宮城郡七ヶ浜町遠山五丁目六一四四十	就労移行支援	社会福祉法人はらから福祉会	平成二十六年三月三十六日

○宮城県告示第三百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	所在地の名称及び 伊具郡丸森町大内一里まき・手づくり	指定障害福祉サービスの種類 就労移行支援	設置者名	廃止年月日
○四一二三〇〇〇二二	青葉上五百五十四内一	特定非営利活動法人はらから福祉会	社会福祉法人はらから福祉会	平成二十六年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保全林の指定をする。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 保安林の所在場所

気仙沼市本吉町天ヶ沢一一の一、一一の二、一五一の二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、抲伐による。
- (二) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保全林の指定を解除する予定である。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 1 解除予定保安林の所在場所
 牡鹿郡女川町女川浜字大原四七二の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
 落石の危険の防止
- 3 解除の理由
 公共住宅用地とするため
 解除予定保安林の所在場所
 牡鹿郡女川町女川浜字大原四六九の一・四七二の一・四七二の三一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四七二の三六、四七二の四四
- 2 保安林として指定された目的
 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
 公共住宅用地とするため
 「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 宮城県告示第三百九十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。
- 平成二十六年四月十八日
- 一 解除予定保安林の所在場所
 宮城県知事 村井嘉浩
- 五筆について次の図に示す部分に限る。）、四七二の三六
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
 公共住宅用地とするため
 「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 宮城県告示第四百号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規

定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 (2) 栗原市（次の図に示す部分に限る。）
 (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 栗原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (3) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

県道栗駒衣川線

宮城県知事 村井嘉浩

新	旧	の新旧 番号 整理	路 線 名	終 起	点 点	重 要 な 経 過 地	備 考
49	49		栗駒衣川線				
栗駒平泉線			栗原市栗駒				
						終点 岩手県奥州市衣川 区 重要 な 経 過 地	

○宮城県告示第四百三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 大島波板線

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊具郡丸森町字薄平五一、五二、七二の一、一〇四の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇四の五、一〇四の九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 记入後¹の指定施業要件
立木の伐採の方法

- (一) 立木の伐採の方法
字薄平五一、七二の一
- (二) 次の森林については、主伐は、択伐による。
その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三）主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第七条の規定に基づき認定した県道路線に係る名称等を、次のとおり変更した。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊具郡丸森町字薄平五一、五二、七二の一、一〇四の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇四の五、一〇四の九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 记入後¹の指定施業要件
立木の伐採の方法

- (一) 立木の伐採の方法
字薄平五一、七二の一
- (二) 次の森林については、主伐は、択伐による。
その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三 道路の区域

変更の区間		前後変更の (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
B	A	前A	後B	後B	前A
氣仙沼市波板一八一番地先から 同市波板一〇六番地先まで		三・九〇・七	三七一・七	三七一・七	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 面の区分を いう。
三二・六	四・七・九	三六二・〇	三七一・七	三六二・〇	

○宮城県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道
二 路線名 気仙沼唐桑線
三 道路の区域

変更の区間		前後変更の (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
B	A	前A	後B	後B	前A
七・五・四	七・六・六	六・三・九	六・三・九	三七三・七	
三・五・六	三・五・三	三七三・七	三七三・七	三五三・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。

○宮城県告示第四百五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十六年四月十八日

一しゅん功認可年月日

宮城県知事 村井嘉浩

二 しゅん功認可を受けた者の名称
宮城県

三 埋立区域
1 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松八十九番地十二、同蒲生字町八十八番地二に接する地先公有水面及び同蒲生字町八十八番地二並びに同九十七番地に接する国有海浜地に接する地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線、⑧の地点と⑨の地点

を結ぶ平成十九年度の秋分の満潮位（D・L・プラス一・四八メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑨の地点を直線で結ぶ平成十九年度の秋分の満潮位（D・L・プラス一・四八メートル）における公有水面と同区蒲生字町九十七番地に隣接する既設防波護岸との境界線により開まれた区域

①の地点 宮城県仙台塙釜港仙台港区（南防波堤外端）に設置されている仙台南防波堤灯台（北緯三八度二五分五六秒、東経一四一度〇二分四九秒）から二六八度四三分五〇秒、一

六六八・七一メートルの地点

②の地点 ①の地点から二四五度五六分五七秒六〇・五八メートルの地点

③の地点 ②の地点から二三一度一四分一七秒二三七・七〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二三一度一四分二三秒一・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二三一度一四分一三秒五・五九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二七六度〇八分四一秒一一三・六二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三二一度〇八分三八秒一・四一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二七六度〇八分四〇秒一四八・〇二メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から六五度四九分四二秒三八三・六七メートルの地点

3 面積

二九、三四四・二九平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成二十年八月二十一日付け宮城県（港）指令第二号

平成二十三年十一月十八日付け宮城県（港）指令第三号（工事着手期間の伸長）

平成二十五年三月十二日付け宮城県（港）指令第四号（工事竣工期間の伸長）

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村

仙台市

○宮城県告示第四百六号

多賀城市から仙塙広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次とのおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塙広域都市計画道路

2 名称 三・四・百四十九号 津波復興拠点連絡線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百七号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第二項の規定により、平成二十五年宮城県告示第三十一号で指定した次の造成宅地防災区域の全部についてその指定を解除する。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県告示第四百八号

亘理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年四月八日認可した。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月十八日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 大内仁

○宮城県告示第四百十号

大和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年四月九日認可した。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月十八日

宮城県仙台地方振興事務所

仁

○宮城県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴瀬川沿岸土地改良区役員の就任について、次とのおり届出があつた。

平成二十六年四月十八日

宮城県北部地方振興事務所

仁

○宮城県告示第四百八号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第二項の規定により、平成二十五年宮城県告示第三十号で指定した次の造成宅地防災区域の全部についてその指定を解除する。

就任した者

宮城県知事 村井嘉浩

白石市郡山字虎子沢山二番五十八、二番五十九、二番六十一、二番六十二、二番六十三、二番六十四、二番六十五、二番六十六、二番六十七、二番八十二、二番八十三、二番八十四、二番八十五、二番八十六、二番八十八、二番九十、二番九十二、二番九十四、二番九十六、二番九十八、二番九十九、二番百、二番百一、二番百二、二番百三、二番百四、二番百五、二番百六、二番百七、二番百八、二番百九、二番百十、二番百十六、二番百十七、二番百二十八、二番百二十九、二番百三十二及び二番百三十三並びに二番十三、二番五十五、二番五十六及び二番五十七の各一部

平成二十六年四月十八日

														就任年月日	氏名	住所
														平成二十六年四月一日	照井節雄	地加美郡加美町下狼塚字松原三十六番
														平成二十六年四月一日	田中善章	地大崎市三本木新沼字南野土四十二番
														平成二十六年四月一日	木村敬悦	大崎市三本木蒜袋字塚田百六番地
														平成二十六年四月一日	佐藤健	地加美郡加美町四日市場字岡の内七番
														平成二十六年四月一日	今野啓司	大崎市古川中沢字高道十七番地
														平成二十六年四月一日	森田和男	加美郡加美町字岡町八番地
														平成二十六年四月一日	中山茂穂	大崎市三本木字町浦四十一番地二
														平成二十六年四月一日	早坂徳博	大崎市古川新沼字行人堰北三十七番地
														平成二十六年四月一日	佐藤勇幸	加美郡加美町菜切谷字屋敷十九番地
														平成二十六年四月一日	久本徳衛	大崎市松山次橋字山王四十五番地一
														平成二十六年四月一日	今野時男	大崎市松山下伊場野字舟戸十七番地
														平成二十六年四月一日	佐藤信藏	大崎市三本木桑折字多高田三十一番地
														平成二十六年四月一日	鈴木文英	大崎市松山長尾字前九十九番地
														平成二十六年四月一日	佐藤徳男	大崎市鹿島台船越字前田七十七番地
														平成二十六年四月一日	佐藤秀雄	地大崎市松山長尾字大天場西九十九番
														平成二十六年四月一日	横山廣	大崎市三本木新沼字高原二十五番地
														平成二十六年四月一日	加藤康記	五番地 大崎市松山下伊場野字志引二十一番
														平成二十六年四月一日	入野田勇吉	地大崎市松山下伊場野字志引二十一番

○宮城県告示第四百三十三号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年四月七日認可した。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴え提起することができる。

平成二十六年四月十八日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮崎博之

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第一項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月十八日

公 告

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮崎博之

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第一項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月十八日

宮城県知事 村井嘉浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

岩沼市押分子新筒下六番一、七番一、八番、九番一、五十六番、五十七番、五十七番一、五十八番、五十九番、六十九番、七十番、七十一番、七十二番、七十二番一、七十二番二、七十三番一、百十九番、百二十番、百二十一番、百二十一番一、

平成二十六年四月一日	小只宗一郎	大崎市松山金谷字龜井九十三番地一	監事
------------	-------	------------------	----

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年四月十八日
一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宮城県知事 村井嘉浩
宮城郡利府町森郷字新川向十四番一
株式会社アンソレイエ
選挙管理委員会
○宮選管告示第四十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
平成二十六年四月十八日
一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宮城県知事 村井嘉浩
宮城郡利府町森郷字新川向十四番一
株式会社アンソレイエ
選挙管理委員会

(一) 政治団体の名称	異動事項	新	届出年月日
自由民主党一迫支部	主たる事務所の所在地	栗原市一迫嶋駅小原	平成二十六年三月二十八日
自由民主党白石市支部	主たる事務所の所在地	栗原市一迫真坂上川	平成二十六年三月二十八日
自由民主党田尻支部	主たる事務所の所在地	原四七一迫真坂上川	平成二十六年三月二十八日
自由民主党豊里支部	主たる事務所の所在地	佐久間薦	平成二十六年三月二十七日
自由民主党宮城県教育流通支部	主たる事務所の所在地	佐々木慶悦	平成二十六年三月二十八日
みんなの党亘理町議会第1支部	主たる事務所の所在地	豊澤啓司	平成二十六年三月二十四日
(二) その他の政治団体（政党、政党的支部及び政治資金団体以外の政治団体）	主たる事務所の所在地	浅野 豊見	平成二十六年三月六日
政治団体の名称	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名	届出年月日
角野達也後援会	日比野淳之	園田富三	仙台市太白区長町三丁目八一二七
昆野幸裕後援会	菅原勝一	昆野羊子	氣仙沼市田尻沢一六六
赤問しづ江後援会	渡辺要治	渡辺運次	平成二十六年三月三十一日
会計責任者	大沼美枝子	大沼壽	平成二十六年三月二十六日

(12)

はじむ会（浅野元後援会）	平成二十六年三月二十五日
みやぎ政経交流懇話会	平成二十六年三月十九日
会計責任者の氏名 浅野衛	会計責任者の氏名 浅野衛
村井よしひろを支援する大崎の会	主たる事務所の所在地 大崎市古川穂波八丁 目五番二号
村上俊一後援会	大崎市古川三日町一 一三一-二八
夢実行市民の会塙竜みなど未来	主たる事務所の所在地 気仙沼市東中才一三 〇一
我妻かおる後援会	氣仙沼市西中才九九 平成二十六年三月十九日
渡辺ひろふみを支える会	阿部正夫 渡辺 健 平成二十六年三月三日
○宮選管告示第五十号	会計責任者の氏名 阿部正夫 渡辺 博史 沼下清一 平成二十六年三月二十六日
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。	伊藤元實 平成二十六年三月二十八日
平成二十六年四月十八日	伊藤元實 平成二十六年三月二十八日
(一) その他の中間選挙委員会	宮城県選挙管理委員会
政治団体の名称	委員長 菊地光輝
代表者の氏名	稲富朋博
解散年月日	平成二十六年三月二十四日
尾口慶悦後援会	早坂義徳
奥山えみ子を応援する会	稲富朋博
小野寺金太郎後援会	平成二十五年十二月三十一日
佐藤隆一郎	平成二十六年三月三日
石川達雄	平成二十六年三月十日
佐藤和文後援会	平成二十六年三月十二日
佐々木こうえつ後援会	沼津敬太郎
佐々木嘉郎政策研究会	平成二十六年三月二十五日
さいとう正美ハンドインハンドクラブ	佐々木嘉郎
佐藤和文後援会	石川達雄
しが勝利後援会	平成二十六年三月十二日
佐藤和文後援会	沼津敬太郎
鈴木高行後援会	平成二十六年三月二十五日
しま英夫後援会	佐々木嘉郎
丹野のりひこ後援会	石川守
小室袈裟雄	志賀勝利
鈴木高行	平成二十二年十二月三十一日
千葉巖	平成二十三年十二月三十一日

戸羽芳文後援会	戸羽 芳文	平成二十五年十二月三十日
長谷川洋一を育てる東根会	渡辺 広志	平成二十六年三月一日
島山光夫後援会	村上 公男	平成二十六年三月十六日
渡辺まこと後援会	渡辺 辰雄	平成二十三年十二月三十日
○宮選管告示第五十一号		
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		

宮城県選挙管理委員会
委員長
地
光
庸

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(その他の政治団体)

報告年月日 26.3.25(22.12.31解散)

1 収入総額

卷之三

渡辺まこと後援会

報言年月日 26. 3. 17 (23. 12. 31解散)

2

○宮選管告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

(13) 平成26年4月18日 金曜日

		参 貴 長 築 地 光 輝	前年繰越額	227,528
			本年収入額	29
(その他の政治団体)				
しが勝利後援会				
報告年月日	26. 3. 25 (23. 12. 31解散)			
1 収入総額	0			115,000
2 支出総額	0			
鈴木高行後援会				
報告年月日	26. 3. 25 (23. 12. 31解散)			
1 収入総額	0			30,000
2 支出総額	0			
渡辺まこと後援会				
報告年月日	26. 3. 17 (23. 12. 31解散)			
1 収入総額	0			30,000
2 支出総額	0			
○鶴賀義和長旗印				
政治資金規正法（昭和11年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成14年分收支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。				
平成16年4月18日				
宮城県選挙管理委員会				
参 貴 長 築 地 光 輝				
(その他の政治団体)				
小野寺金太郎後援会				
報告年月日	26. 3. 17 (26. 3. 10解散)			
1 収入総額	0			
2 支出総額	0			
さいとう正美ハンドインハンドクラブ				
報告年月日	26. 3. 12 (26. 3. 12解散)			
1 収入総額	227,557			

(資金管理団体)

奥山えみ子を応援する会

資金管理団体の届出をした者の氏名 奥山恵美子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市長

報告年月日 26.2.17 (26.3.3解散)

1 収入総額 15,994,451

前年繰越額

本年収入額 3,719,432

支出総額

3 本年収入の内訳 12,275,019

寄附

個人分 11,539,289

政治団体分

その他の収入 12,274,622

一件十万円未満のもの 8,274,622

4 支出の内訳 4,000,000

経常経費 397

光熱水費 397

備品・消耗品費 719,260

事務所費

政治活動費 10,500,000

選挙関係費 9,500,000

寄附・交付金 1,000,000

5 寄附の内訳 (個人分)

加藤 義雄

稲葉 信義

鈴木 忠

赤井沢孝子
白木 進

政治団体の収支報告書の要旨 (単位 : 円)

鈴木 浩二 500,000 仙台市青葉区
 菅井 厚志 500,000 仙台市若林区
 石井 光二 300,000 仙台市若林区
 安井 妙子 100,000 仙台市泉区
 安部 紀司 100,000 仙台市青葉区
 石田 正彦 100,000 仙台市泉区
 小関 忠夫 500,000 仙台市青葉区
 深松 努 300,000 仙台市青葉区
 門田恵美子 50,000 仙台市宮城野区
 伊藤 真 50,000 仙台市若林区
 三浦孝一郎 50,000 仙台市泉区
 鈴木 隆志 50,000 仙台市若林区
 石森 克文 50,000 仙台市宮城野区
 熊谷 純智 50,000 仙台市若林区
 島貫 文好 50,000 仙台市太白区
 及川 史朗 50,000 仙台市泉区
 小川 健一 50,000 仙台市太白区
 鈴木 由佳 50,000 仙台市青葉区
 鈴木 一樹 50,000 仙台市青葉区
 橋本 邦久 150,000 仙台市青葉区
 橋本紀代子 150,000 仙台市青葉区
 佐藤 正基 10,000 仙台市泉区
 河合 正広 300,000 仙台市泉区
 木本 孝行 300,000 仙台市宮城野区
 藤井 キヌ 50,000 仙台市泉区
 小島 俊夫 50,000 仙台市泉区
 崎山 幸子 20,000 仙台市青葉区
 塚田 忠宏 10,000 仙台市青葉区
 齋藤 喜平 200,000 仙台市若林区
 奥山恵美子 1,364,492 仙台市太白区
 年間五万円以下のもの 360,130

		政治活動費	
		組織活動費	
3,000,000	仙台市若林区	佐々木こうえつ後援会	102,579
500,000	仙台市青葉区	報告年月日 26. 3. 26 (26. 3. 25解散)	148,942
200,000	仙台市青葉区	1 収入総額	115,100
300,000	仙台市青葉区	2 支出総額	148,942
		3 支出の内訳	
		経常経費	
1	収入総額	備品・消耗品費	50,700
2	支出総額	事務所費	8,300
		政治活動費	42,400
		組織活動費	64,400
		調査研究費	27,600
		佐藤和文後援会	36,800
		報告年月日 26. 3. 27 (25. 12. 31解散)	
1	収入総額	1 収入総額	0
2	支出総額	2 支出総額	0
		丹野のりひこ後援会	
		報告年月日 26. 3. 27 (26. 3. 25解散)	
1	収入総額	1 収入総額	0
2	支出総額	2 支出総額	0
		戸羽芳文後援会	
		報告年月日 26. 3. 13 (25. 12. 31解散)	
1	収入総額	1 収入総額	0
2	支出総額	2 支出総額	0
		長谷川洋一を育てる東根会	
		報告年月日 26. 3. 27 (26. 3. 1解散)	
1	収入総額	1 収入総額	0
2	支出総額	2 支出総額	0
		畠山光夫後援会	

磐城市公印 平成26年4月18日 第2550号

報告年月日	26. 3. 25 (26. 3. 16解散)	1 収入総額	0
		2 支出総額	0
2 支出総額	0	小野寺金太郎後援会	
○廻避箇所長兼五十斗印		報告年月日	26. 3. 17 (26. 3. 10解散)
政治資金規正法（昭和13年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体か心平成16年分收支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、次の要旨を次のとおり公表する。		1 収入総額	0
平成16年四月十八日		2 支出総額	0
宮城県選挙管理委員会		報告年月日	26. 3. 12 (26. 3. 12解散)
委員長 築地光輝		1 収入総額	0
政治団体の收支報告書の要旨（単位：円）		2 支出総額	0
（資金管理団体）		佐々木こうえつ後援会	
奥山えみ子を応援する会		報告年月日	26. 3. 26 (26. 3. 25解散)
資金管理団体の届出をした者の氏名 奥山恵美子		1 収入総額	33,842
資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市長		前年繰越額	33,842
報告年月日 26. 3. 11 (26. 3. 3解散)		2 支出総額	32,500
1 収入総額	4,455,260	3 支出の内訳	
前年繰越額	4,455,162	経常経費	32,500
本年収入額	98	備品・消耗品費	5,000
2 支出総額	4,455,260	事務所費	27,500
3 本年収入の内訳		丹野のりひこ後援会	
その他の収入	98	報告年月日	26. 3. 27 (26. 3. 25解散)
一件十万円未満のもの	98	1 収入総額	0
4 支出の内訳		2 支出総額	0
経常経費	500	長谷川洋一を育てる東根会	
備品・消耗品費	500	報告年月日	26. 3. 27 (26. 3. 1解散)
政治活動費	4,454,760	1 収入総額	0
寄附・交付金		2 支出総額	0
（その他の政治団体）		畠山光夫後援会	
我妻正弘後援会		報告年月日	26. 3. 25 (26. 3. 16解散)
報告年月日 26. 3. 31 (26. 3. 24解散)		1 収入総額	0
		2 支出総額	0

○監選管告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第一項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十六年四月十八日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所所在地	代表者の氏名	届出年月日
奥山恵美子 仙台市長	仙台みどりと風の会	仙台市太白区長町	奥山恵美子	平成二十六年三月十六日	

○監選管告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十六年四月十八日

組合事務所	課長
	に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により公表する。

平成26年4月18日

資金管理団体の名称	主たる事務所所在地	代表者の氏名	届出年月日
奥山えみ子を応援する会	仙台市太白区長町	奥山恵美子	平成二十六年三月十一日

人事委員会

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則を以て公布する。

平成二十六年四月十八日

宮城県人事委員会

委員長 高橋俊一

○人事委員会規則十一―一六十一

人事委員会規則十一―一（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）

則の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一―一（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

組合事務局	局長
環境衛生センター	所長

を

組合事務所	課長
	に改める。

- 監査委員の報告日
平成26年2月26日
- 通知のあった日
平成26年3月31日
- 監査委員の報告の内容及び措置の内容
(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徵収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H24年度収入未済額

現年度分	120,073,875円
過年度分	392,842,937円
合 計	512,916,812円

・ H23年度収入未済額

現年度分	140,621,211円
過年度分	418,627,881円
合 計	559,249,092円

口 措置の内容

・ H23年度収入未済額

現年度分	493,011,084円
合 計	699,935,078円

現年度分	176,395,898円
過年度分	424,923,114円
合 計	601,319,012円

口 措置の内容

平成25年3月策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、以下の徵収対策を講じ、収入未済の縮減と税収確保に努めた。

個人県民税については、管内町村と連携しながら個人住民税徵収対策会議を開催し、地方税法第48条に基づく直接徵収、共同催告や町村職員の徵収技術支援、県税還付金の差押支援、平成25年度からは滞納整理業務改善支援チームを設置し、町村支援のための事業に取り組むこととした。

個人県民税以外の税目については、滞納者に対し差押中心の滞納整理を積極的に進めた。預貯金や給与等の債権差押えをはじめ自動車の差押え、搜索による動産はインターネット公売して換価するなど、収入未済額の縮減を図っていく。

(3) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徵収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H24年度収入未済額

現年度分	132,226,984円
過年度分	376,840,147円
合 計	509,067,131円

現年度分	152,376,606円
過年度分	415,527,294円
合 計	567,903,900円

口 措置の内容

・ H24年度収入未済額

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徵収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H24年度収入未済額

県 域 会

新たに策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」を柱に、「平成25年度県税事務運営」及び「県税事務運営に関する基本方針」に基づき、収入未済額の更なる縮減を図った。平成24年度決算対比で7%の収入未済額縮減を目標にするとともに、個人県民税を除く税目の差押え件数を400件として収入確保に努めた。

平成25年12月末現在で、差押件数は自動車の差押件数382件を含む432件と目標値を大きく上回った。また、検索を含めた財産調査を積極的に行い、財産のない者については処分停止等の措置を講じ、5年時効の発生防止及び未整理事案の解消に努めた。更に、滞納事案検討会を2回開催し、長期滞納者及び大口滞納者に対する対応方針を決定して滞納整理にあつた。

個人県民税については、滞納整理業務改善支援チームによる管内市町への支援を取りまとめたほか、地方税法第48条の規定による直接徴収を実施し、2市から延べ14件を受託し徴収にあつた。また、1市1町と高額滞納者案件の事案検討会を実施するとともに、県市連名による共同催告書を発送した。更に、県税還付金差押えなどの支援に取り組み、滞納額の縮減に努めた。

(4) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H24年度収入未済額

現年度分	140,751,780円
過年度分	500,152,426円
合 計	640,904,206円

・ H23年度収入未済額

現年度分	166,733,366円
過年度分	518,781,124円
合 計	685,514,490円

ロ 措置の内容

(イ) 個人県民税について

収入未済額の84%を占める当該県税については、平成25年4月から管内全市町で特別徴収義務者一斉指定による徴収が予定どおり開始された。今後徐々に成果が挙がるものと期待される。また、同年4月に「市町滞納整理業務支援チーム」を所内に設立し、中長期計画（目

標）策定（設定）、滞納整理マニュアル整備の支援及び滞納処分等研修の強化を図った。更に地方税法第48条による徴収を積極的に引き受けながら、滞納整理技術の指導・助言を行い成果が挙がっている。

(ロ) 自動車税について

収入未済額の8%を占める当該県税については、処理件数が多いことから、滞納整理の年間・月間目標を設定し、目標達成のための業務を、毎月開催する班内会議で周知・徹底する等計画的に進めた結果、平成26年2月末現在、当所歴代1位を記録した前年同期の収入率を更に上回るペースとなっているとともに、収入未済額も2月末現在、既に前年度を下回った。

(ハ) その他県税について

現年度課税分については、長期滞納状態にならぬよう督促状発付後速やかに催告や財産調査を実施し滞納処分に備えた。滞納課税分については、滞納処分を中心とする滞納整理方針とし、差押可能財産の分析・検討を行っており、税収確保、収入未済額の縮減に繋げた。

(5) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H24年度収入未済額

現年度分	25,881,241円
過年度分	98,869,811円
合 計	124,751,052円

・ H23年度収入未済額

現年度分	31,604,039円
過年度分	120,487,551円
合 計	152,091,590円

ロ 措置の内容

個人県民税徴収対策は、平成25年度から設置した「市町村滞納整理業務改善支援チーム」で、初めての試みとして、滞納のある特別徴収義務者を対象に、栗原市長と県税事務所長の連名による共同催告書を持参しての訪宅による納税折衝を行った。また、特別徴収推進を図るために崎地域、栗原地域、登米地域を所管する県税事務所及び同地域の市町で打合せを持ち、今後の取組方針を検討した。栗原市においては、平成25年度に特別徴収義務者の一斉指定を延期した

または指定から外れた事業主に対して、平成26年度から特別徴収義務者に指定する予告書を発送し、当事務所においては、管内税理士に対し、関係する事業所の特別徴収による手続への移行を文書持参により直接働きかけた。

なお、北部県税事務所及び管内市町で構成する北部地区住民税徴収対策会議の事業として、県税・市町税徴収の管理監督者を対象とした滞納整理のマネジメント研修及び徴収担当者を対象に、タイヤロックの実務研修を行った。

個人県民税を除く徴収対策は、滞納額は前年度を上回らないことのほかに滞納者数の縮減を目指し掲げ、早期の納税折衝、財産調査を心がけた。滞納額の多くを占める自動車については、滞納額、件数ともに前年度から更に縮減できる見込みである。

(6) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H24年度収入未済額

現年度分	108,721,188円
過年度分	551,863,555円
合 計	660,584,743円

・ H23年度収入未済額

現年度分	112,491,803円
過年度分	628,727,614円
合 計	741,219,417円

ロ 措置の内容

平成25年度においては、個人県民税徴収確保対策として特別徴収義務者一斉指定を行うとともに、48条徴収や共同催告などを実施した。

また、自動車税を中心に差押えを強化した。

(イ) 個人住民税特別徴収義務者一斉指定

特別徴収実施率

石巻市	79.95% (前年度62.89%)
・ 東松島市	83.04% (前年度65.10%)
・ 女川町	66.18% (前年度57.84%)

(ロ) 市との連携による共同催告及び48条徴収の実施

- ・ 共同催告 東松島市 389件 (前年度0件)
- ・ 48条徴収 東松島市 22件 (前年度0件)

(ハ) 滞納処分の促進 (H26.2月末現在)

- ・ 自動車の差押促進
- ・ 実績 467件 (前年度420件)
- ・ タイヤロックの実施
- ・ 不納欠損処理
- ・ 実績 12件 (前年度5件)

(二) 収入未済額の縮減対策 (H26.2月末現在)

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ H24年度収入未済額

現年度分	48,052,136円
過年度分	104,943,636円
合 計	152,995,772円

・ H23年度収入未済額

現年度分	45,725,271円
過年度分	113,608,637円
合 計	159,333,908円

ロ 措置の内容

(イ) 「県税滞納額縮減対策3か年計画」の初年度として、11月から12月までに設置した「宮城一斉滞納整理強化月間」をはじめとして、滞納額縮減対策に取り組んだ。

(ロ) 個人県民税については、強化月間中において、登米市との共同催告書の発送や捜索等を実施した。また、一般税については、住民税等の財産調査を実施し、換価が容易な預貯金を中心とした差押えや、資力のない滞納者への処分停止を行うなど適切な債権管理を行った。

(8) 気仙沼県税事務所

磐城市印

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徵収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H24年度収入未済額

現年度分 43,920,678円

過年度分 171,905,553円

合 計 215,826,231円

・ H23年度収入未済額

現年度分 55,001,745円

過年度分 221,627,432円

合 計 276,629,177円

□ 措置の内容

平成24年度については、財産調査等を実施し、資力のある滞納者に対して預金等の債権を中心に行い、滞納額の縮減に努めたところである。

平成25年度については、上記の方法で滞納が解消しないケースが発生した場合に備え、市町村等が実施する搜索に同行するなどし、搜索のスキルアップに努めている。

(9) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金・過誤払返納金及び未熟児養育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

現年度分 8,158,403円

過年度分 20,818,554円

合 計 28,976,957円

・ H23年度収入未済額

現年度分 11,783,097円

過年度分 10,860,558円

合 計 22,643,655円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H24年度収入未済額

現年度分 3,273,548円

過年度分 16,846,079円

合 計 20,119,627円

○母子寡婦福祉資金貸付金違約金

・ H23年度収入未済額

現年度分 3,692,575円

過年度分 16,369,140円

合 計 20,061,715円

○H24年度収入未済額

現年度分 144,900円

過年度分 2,724,300円

合 計 2,869,200円

・ H23年度収入未済額

現年度分 571,200円

過年度分 2,241,700円

合 計 2,812,900円

○過誤払返納金(生活保護扶助費返納金)

・ H24年度収入未済額

現年度分 1,194,516円

過年度分 631,553円

合 計 1,826,069円

・ H23年度収入未済額

現年度分 359,785円

過年度分 271,768円

合 計 631,553円

○未熟児養育費(未熟児療養医療費自己負担金)

・ H24年度収入未済額

現年度分 29,169円

過年度分 229,685円

障 公 照 城 町

合 計	258,854円	チーム」を設置し、収入未済の縮減を図ることとした。
・ H23年度収入未済額		(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金
現年度分	71,751円	・ 未然防止策としては、貸付申請があった場合、借受人、連帯借受人もとより、原則、連
過年度分	160,472円	帯保証人も含めて面接を実施し、借受人及び連帯借受人が返済できない場合は連帯保証人に返済義務が生じることの意識付けを徹底した。
合 計	232,223円	・ 債還期間到来前に借受人に来所を促し、面接により改めて債務について説明し意識付けを行うことにより新規滞納の防止に努めるとともに、滞納発生初期において重点的な債務指導を実施するなど滞納の常態化の防止に努めた。
(イ) 生活保護扶助費返還金		・ 修学資金貸付者に対しては、最終貸付となる卒業年度の9月に借受人及び連帯借受人の面接を実施し、次年度から開始することとなる債務についての意識付けを徹底した。
○ H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)		・ 昨年度から実施した就学終了前の面接を継続するとともに、貸付中の借受人及び連帯借受人と面接を実施して、修学・経済状況を把握し、将来の貸付金償還について意識付けを徹底した。
○ 处理状況 (債権回収のための取組)		・ H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)
・ 返還が滞っている債務者や保護廃止世帯に対して、年2回督促状を発送し、返還指導を行った。		・ H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)
・ 生活保護受給中の世帯に対しては、地区担当員が定期的に訪問し、納入を指導した。保護が廃止となつた世帯については、債権管理担当者を中心に、訪問や電話により生活及び収入の状況の確認を行い、返還可能な債務者には納入指導を強化した。		・ H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)
・ 一括返済が困難なため返還が滞っているが、分割であれば返還可能な世帯に対しては、履行延期特約申請による分割での納入を指導した。		・ H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)
○ 対応策		(ア) 母子寡婦福祉資金償還金違約金
・ 収入申告義務の周知徹底を図るため、年度当初の訪問時及び新規開始時に、全世帯の稼働年齢者を対象に収入申告及び返還の義務に係る説明を行い、理解した旨の確認書を微収した。		・ H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)
・ 定期的な訪問により、生活や就労・収入状況の確認、収入申告書の微収を行い、収入の早期発見に努めた。		・ 現年度分 3,110,989円
・ 7月に課税調査を行い、就労収入や年金収入の未申告者に対し、返還の義務及び適切な収入申告について指導した。		過年度分 15,387,079円
・ 「未収債権取扱要領」を策定することにより事務の統一化を図り、適正かつ合理的な収納管理を行うとともに、所内に「未収債権回収対策検討会議」とび「未収債権回収		合 計 18,498,068円
○ 対応策		(イ) 過誤払返納金
・ 定期的に訪問して生活の状況を確認し、過払が生じないよう保護費の適正支給に努めた。		○ 处理状況 (債権回収のための取組)
・ 世帯の状況や収入に変動があり過払が生じることが予測される場合は、返納の義務が生じることを事前に説明し、過払が発生したときは、納入を指導した。		・ 年2回督促状を送付し、納入指導を行った。

縣 城 領 公 告

	○ H24年度収入未済額 (H26. 2月末現在)	過年度分 39,889,348円 合 計 46,952,930円
現年度分	1,077,116円	○生活保護扶助費返還金
過年度分	450,383円	・ H24年度収入未済額
合 計	1,527,499円	現年度分 2,657,653円
(ホ) 未熟児養育費負担金		過年度分 20833,770円
		合 計 23,491,423円
		・ H23年度収入未済額
		現年度分 3,400,743円
		過年度分 18,192,339円
		合 計 21,593,082円
		○未熟児養育費 (未熟児療養医療費自己負担金)
		・ H24年度収入未済額
		現年度分 309,136円
		過年度分 57,162円
		合 計 366,298円
		・ H23年度収入未済額
		現年度分 43,042円
		過年度分 124,359円
		合 計 167,401円
		○過年度過払金等返還金 (母子寡婦福祉資金)
		・ H24年度収入未済額
		現年度分 121,020円
		過年度分 225,000円
		合 計 346,020円
		・ H23年度収入未済額
		現年度分 100,000円
		過年度分 225,000円
		合 計 325,000円
		○過誤払返納金 (生活保護扶助費返納金)
		・ H24年度収入未済額
		現年度分 7,063,582円

		現年度分 過年度分 過年度分 過年度分	0円 333,568円 114,700円 218,868円
		合計 合計	333,568円
	口 指置の内容		
	○母子寡婦福祉資金貸付金償還金		
	縮減に向けて、担当班に属する全ての事務系職員に対して、一部納付の推進と縮減が班全体の使命であることを意識付けた。また、事例検討会を開催し、職員・相談員の資質の向上を図った。更に、借受人等との信頼関係を構築するために、担当制のもと、借受人、連帯借受人及び連帯保証人に対して償還意思の確認、督促などの働きかけを徹底した。		
	○生活保護扶助費返還金		
	定期的に家庭訪問をして督促や納入指導を行い、収入未済の解消を図るとともに、必要に応じて履行延期の手続を指導するなど納入の促進に努めた。また、幹部職員を交えた生活保護定例班会議において、収入未済者の一覧表を配布して督促や納入状況を確認し、収入未済の解消に努めた。なお、新たな返還金が発生しないように被保護世帯の状況を適切に把握することもに被保護者に対しては適切な収入申告について指導した。		
	○未熟児養育費（未熟児療養医療費自己負担金）		
	継続的に電話や訪問等による督促を行い、納入を図った。また、一部納付が可能なことや未熟児養育費が乳幼児医療費助成に該当することを説明し、負担の軽減を周知し納入の促進に努めた。		
	○過年度過払金等返還金（母子寡婦福祉資金）		
	この返還金は母子寡婦福祉資金の修学資金2件に係る返還金である。うち1件については、電話、訪問等を繰り返した結果、毎月上旬に納付する約束に漕ぎ着けた。もう1件については借受人に対して継続的に電話、訪問等による償還指導を行った。また、借受人には生活基盤の確立を指導しながら、一部納付制度の活用などを通して収納を図っていく。		
	○過誤払返納金		
	特別障害者手当等過払返還金としてH24年度末で90,760円が未納となっている。文書催告、債務者訪問を行い、納入指導を行った結果11,440円が返納された。残額についても再度債務		
(1) 北部地方振興事務所	監査委員の報告の内容		
(4) 市町村負担金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。	(内容)		
	土地改良事業費に係る受益者分担金について、不徴収部分があるもの。		
	・件数 1件 ・金額 1,420,000円		
	(口 行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。		
	(内容)		
	4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、10月に調定したもの。		
	・件数 5件 ・調定金額 19,560円		
	(口 公用車に係る事務の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。		
	(内容)		
	自動車検査証有効期間満了日以降に車検を行ったもの。		
	・台数 2台		
	口 指置の内容		
	(4) 不適切な取扱いをした市町村負担金については、既に調定取消決議を行った。		
	今後、改めて適切な調定を行うこととした。		
	また、次の項目を内容とする再発防止策を講じ、平成25年度の農業農村整備事業に係る市町村負担金・受益者分担金収入調定事務から実施している。		
	・チェックシートを設け、複数の職員が調定内容を確認する仕組を整えること、及び関係資料（市町への協議書や土地改良区への通知書の写し・算定資料・事務連絡等）を添付し、決裁を得る過程での内部チェック機能を強化すること。		

(25) 平成26年4月18日 金曜日

監査委員会

- ・事務処理に際し、法令等の解釈に疑問が生じた場合は、その都度根拠法令等に当たるとともに、当該法令等を所管する部署へ照会し、適正な事務処理を徹底すること。
- (口) 許可担当部署と調定担当部署が異なることから、相互に連携し、次の項目を内容とする再発防止策を講じる。
 - ・許可を行う都度、速やかに関係書類を許可担当部署から調定担当部署に回付し、調定手続を行う。
 - ・許可担当部署が許可案件を一覧化し、調定担当部署と共にすることで、許可2年目以降の調定の遅延や脱漏を防止する。
 - ・許可担当部署及び調定担当部署において、複数年許可に係る許可2年目以降の調定案件について、年間業務スケジュール表に登載し、調定の遅延や脱漏を防止する。
 - ・上記1、2及び3の事務についてマニュアルを作成し、許可担当部署及び調定担当部署が共通認識の下に業務を遂行する。
 - ・公用車使用計画表や自動車検査証の有効期間満了日を周知し徹底を図った。
 - (ハ) 公用車の車検を失効させないために、次の具体的な対策を全職員に周知し徹底を図った。
 - ・公用車使用計画表や自動車検査証の有効期間満了日を目立つように記載し、使用者及び決裁者が確認する。
 - ・各車両のダッシュボード等の目立つ場所に、自動車検査証の有効期間満了日を掲示し、乗車する誰もが車検時期を確認ができるようにする。
 - ・公用車ごとの自動車検査証の有効期間満了日や取扱責任者等を掲載した公用車管理表を事務所内に掲示するほか、安全運転管理者及び取扱責任者の業務を再確認し、車検や整備時期等の情報の共有化を図る。
 - ・毎年3月中に翌年度の公用車点検整備計画を作成し、具体的な整備の時期については、車検満了日の1か月前までに調整を図る。
- (2) 北部地方振興事務所栗原地域事務所
 - イ 監査委員の報告の内容
 - 農業改良資金貸付金償還金において、収入未済があつたので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。
 - (内容)
 - ・H24年度収入未済額
- (3) 過年度分 合 計 11,480,000円

	口 措置の内容	農業改良資金貸付金償還金の収入未済については、電話や訪問面談等の実施により、債務者の生活状況を確認しながら、完済に向け納付指導を行っている。 今後も引き続き、債務者の生活状況を確認しながら、担保物件の強制執行も視野に入れ、任意売却による分割納付を指導する等、適切な債権管理に努める。
(13) 水産技術総合センター	イ 監査委員の報告の内容	専門において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。 (内容) <ul style="list-style-type: none"> ○自動車重量税の還付金 6月に国庫金送金通知があつた自動車重量税の還付金について、翌年2月に受領し調定したもの。 ・件数 10件 ・調定金額 28,180円
	ロ 措置の内容	○行政財産の使用許可に係る光熱水費 5月31日の納期限で調定すべき光熱水費について、10月4日の納期限で調定したもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1 件 ・調定金額 55,454円
(14) 南三陸教育事務所	イ 監査委員の報告の内容	事業担当者のみならず収入事務担当者など複数の者が調定状況等を把握できるように、所内共有のハードディスク上の支出経理簿と同様に収入経理簿を作成し、他の収入(受託事業収入等)と合わせ、遅延しないよう管理することとした。 また、会計職員については、全員会計事務研修会を受講し、会計事務のスキルアップを図った。

られたい。

(内容)

平成24年4月分所得税について、払出の遅延により不納付加算税を賦課されたもの。

・源泉徴収額 143,146円

・不納付加算税額 7,000円

・納付期限 平成24年5月10日

・納付年月日 平成24年5月15日

□ 指置の内容

支給事務確認票を作成したほか、行事予定板に払出日を明記し、総務班及び出納員が複数で確認することとした。また、払出後は、領収証書を供覧することとした。

さらに、決裁可能な日をあらかじめ確認し、そのスケジュールに合わせた支出処理を行なうよう、改善を図った。

(15) 角田高等学校

イ 監査委員の報告の内容

光熱水費において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

毎月調定すべき平成24年度分電気料及び水道料について、平成25年10月に調定したもの。

・件数 20件

・調定金額 152,283円

□ 措置の内容

電気、水道メーターの確認は複数の職員で行い、確認表に使用量を記入し調定をする。また、業務執行計画を作成し、調定が遅延しないように徹底する。

(16) 仙台南高等学校

イ 監査委員の報告の内容

臨時職員において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

6ヶ月を超えて雇用した臨時職員に対して、有給休暇を付与する通知を行っていなかったもの。

・対象者 2名

・付与すべき有給休暇 10日

□ 措置の内容

臨時職員の任用にあたっては、勤務条件等を明示することは最低限必要なことであり、関係法令、規則、通知等を熟読し内容を理解するとともに、服務担当者、任用担当者と確認を取りながら、明示する様式を整理し、臨時職員にとって不利益となることのないよう対応していく。

(17) 柴田高等学校

イ 監査委員の報告の内容

臨時職員の雇用において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

6ヶ月を超えて雇用した臨時職員に対して、有給休暇を付与する通知を行っていないかったもの。

・対象者 1名

・付与すべき有給休暇 10日

□ 措置の内容

臨時職員の任用にあたっては、要綱、要領を熟読した上で、関係規則をしっかりと把握し、任用担当者と服務事務取扱者で確認を取りながら服務上の取扱いを慎重に行うこととした。

(18) 貞山高等学校

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支出金額を誤ったため、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

電気料金の支払について、誤って請求金額より少ない額で支出手続した結果、口座引落不能となり翌月支払ったため、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額7,377円が発生したもの。

・件数 1件

・正規支出額 246,674円

・誤支出手続額 246,301円

・遅収加算額 7,377円

□ 措置の内容

平成24年4月分の電気料支払において、本校校舎分及び隣接民家のテレビ電波障害防除設備

(27) 平成26年4月18日 金曜日

監査委員会

分の2件の支払をすべきところ、後者分の請求書を見落として処理したことから生じたものである。

これ以降は、請求書類等の精査を行うとともに、前月分の処理内容も併せて確認することで再発を防止している。

(19) 気仙沼向洋高等学校

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

製造実習棟蔵庫設置工事について、予定価格を超えた見積額で落札者を決定していたもの。

- ・予定価格 409,000円（消費税を除く）
- ・見積額 420,000円
- ・契約額 420,000円

ロ 措置の内容

職員の認識不足が原因であったので、事務室内で関係条例等の再確認をして共通理解を図ることともに、見積（入札）依頼の段階で業者に対し、金額は税抜価格であることの周知を徹底することとした。

また、決裁段階においては複数の目でチェックするよう、なお一層心掛けたこととした。

(20) 岩沼警察署

イ 監査委員の報告の内容

遊技機変更承認申請等に係る証紙徵収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 384件
- ・過徴収金額 12,820円

ロ 措置の内容

（イ）各種会議、研修会等への出席
事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教義を実施させ、再発防止の徹底を図った。

(21) 石巻警察署

イ 監査委員の報告の内容

遊技機変更承認申請等に係る証紙徵収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられた。

防止の徹底を図った。
(ロ) チェック表を活用した点検の実施
平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料の手数料項目ごとに契合点検を実施して再発防止に努めた。

(22) 気仙沼警察署

イ 監査委員の報告の内容

遊技機変更承認申請等に係る証紙徵収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・件数 70件
- ・過徴収金額 2,700円

ロ 措置の内容

（イ）各種会議、研修会等への出席
事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教義を実施させ、再発防止に努めた。

(イ) 各種会議、研修会等への出席	・件数 81件
事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に課員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。	・過徴収金額 3,200円
(ロ) チェック表を活用した点検の実施	
平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに契合点検を実施して再発防止に努めた。	
(2) 佐沼警察署	口 措置の内容
監査委員の報告の内容	
遊技機変更承認申請等に係る証紙徵収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられた。	

△ 改 整 会

(内容)	○宮城県公安委員会告示第50号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。 平成26年4月18日 宮城県公安委員会委員長 錦田 宏
(イ) 各種会議、研修会等への出席	1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日 (1) 警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
(ロ) チェック表を活用した点検の実施	(2) 実施期日 平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに契合点検を実施して再発防止に努めた。
(2) 加美警察署	(ア) 第1回講習 平成26年6月4日（水）から同月13日（金）までの土・日曜日を除く8日間 (イ) 第2回講習 平成26年6月4日（水）から同月11日（金）までの土・日曜日を除く8日間
イ 監査委員の報告の内容	イ 追加取得講習 (ア) 第1回講習 平成26年6月9日（月）から同月12日（木）までの4日間 (イ) 第2回講習

(29) 平成26年4月18日 金曜日

平成26年7月7日（月）から同月10日（木）までの4日間
宮城県警察本部生活環境課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける。
なお、1回の電話での受付は1人とする。

2 実施場所
仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員
第1回及び第2回ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人

4 受講対象者
(1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受ける者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者
エ 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者
(2) 追加取得講習
受講申込日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)-ア～オのいずれかに該当する者
5 事前申込み
(1) 受付専用電話

6 受講手続き
平成26年5月1日（木）から同月9日（金）までの土・日曜日、祝日を除く5日間（5月1日から8日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）
なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

イ 第2回講習
平成26年6月3日（火）から同月9日（月）までの土・日曜日を除く5日間（6月3日から6日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）
（2）受講手続
事前申込みにより予約番号を所得した者に対する受講手続きは、次のとおり行う。

（1）申請受付期間
ア 第1回講習
平成26年5月12日（月）から同月16日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）
イ 第2回講習
平成26年6月10日（火）から同月16日（月）までの土・日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）
（2）申込書の提出先
事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。
なお、郵送による提出は受け付けない。

（3）提出書類
ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）
ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通
（ア）前記4-(1)-アに該当する者
最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
(イ) 前記4-(1)-イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ)

前記4-(1)-ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ)

前記4-(1)-エに該当する者

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

(オ)

前記4-(1)-オに該当する者

旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年

以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあっては47,000円、追加取得講習受講者にあっては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課
(電話番号022-221-7171 内線3184・3185)